

医) 今野病院 グループホーム青葉

認知症対応型共同生活介護

短期利用契約書

グループホーム青葉Ⅰ

グループホーム青葉Ⅱ

利用者氏名

様

住所 〒836-0897 大牟田市青葉町12番地11

TEL・FAX 0944-55-0777 (グループホーム青葉Ⅰ)

TEL 0944-52-6725 (グループホーム青葉Ⅱ)

グループホーム青葉 管理者 旗手なつ美

認知症対応型共同生活介護短期利用契約書

利用者氏名 様

指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という）

事業者名 医療法人 完光会 今野病院

事業所（認知症対応型共同生活介護事業所及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以下「認知症高齢者グループホーム」、略して「グループホーム」という）

(認知症対応型共同生活介護事業者指定番号: 4071500922)

事業所名 (医) 今野病院グループホーム青葉

(前文)

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持の努力をすると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての管理者は、利用者が安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって認知症対応型共同生活介護サービスおよび介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする

第3条（身元引受人）

事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。ただし、

社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。

2 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び利用者代理人の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要有と認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身元監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引取り等を行うことに責任を負います。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用が出来ます。

- (1) 要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態であること。
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- (3) 自傷他害の恐れがないこと
- (4) 常時医療機関において治療する必要がないこと
- (5) 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の作成・変更）

事業者は、利用期間が4日以上の場合、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成した、【居宅サービス計画】の内容に沿い、ご利用者の日常生活全般の状況に及び希望をお聞きしながら事業者の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成します。

2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。

3 利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。

4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し内容を説明すると共に同意を得ます。

第6条（サービスの内容及びその提供）

事業者は利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号の各種サービスを提供します。

- (1) 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア 入浴、排泄、食事、着替等の介護
 - イ 日常生活上の世話

ウ 日常生活の中での機能訓練

エ 相談、援助

- (2) 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- (3) (2) のサービスについてのその利用料金は利用者および利用者代理人が負担するものとします。

2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう適切な各種サービスを提供します。

3 事業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護する為やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合、速やかな解除に努めるとともに理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。また、本項に記載されていない条項については身体拘束マニュアルに沿い適切な処置を施します。

4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

5 事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスおよび介護予防認知症対応型

共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、利用者および利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第7条（緊急時の対応）

事業者は、利用者が病気または負傷等により検査治療が必要となった場合、その他必要と認めた場合、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。

2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合には、消防署もしくは適切な医療機関と連携をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

3 事業者はサービス供給体制の確保ならびに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとっています。

協力医療機関 医療法人 完光会 今野病院（在宅療養支援病院）

住所 大牟田市末広町 5-2

診療時間内 今野病院 (0944) 52-5580

診療時間外 緊急時対応携帯電話 080-7345-2833

この場合、予め利用医者の指定する下記緊急連絡先に対し、直ちに連絡します。

①連絡先氏名

続柄 ()

住所

電話番号

携帯番号

②連絡先氏名

続柄 ()

住所

電話番号

携帯番号

第8条 (事故発生時の対応)

事業者は、介護サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、速やかに家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、協力医療機関、かかりつけ医師、居宅介護支援事業所介護支援専門員等に連絡するなどの必要な措置を講じます。

2 事業者の過誤及び過失の有無に問わらず、サービスの提供の過程において発生した場合、迅速に対応します。

3 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は速やかに市（保険者）に報告します。

4 処理経過及び再発防止策

処理の経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市（保険者）に報告します。

なお、軽微な事故であっても、検証を行い、再発防止に努めます。

第9条 (非常災害の対応)

事業者は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回以上の定期的に避難・救出訓練を行う。

第10条 (利用料等の支払)

利用者又は利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービスならびに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。

- 2 事業者は、利用者が事業者に支払うべき認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において利用者に代わって保険者より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、利用者又は利用者代理人に対し、毎月 10 日までに前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額の明細を記載します。
- 4 利用者又は利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者及び利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し領収証を発行します。

第11条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は法定代理サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、利用者又は利用者代理人から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることが出来るよう、利用者又は利用者代理人に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第12条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み及び主体的な決定が尊重されること。
- (3) 安心感と自身持てるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ個人情報が守られること。
- (7) 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- (8) 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- (9) 生活やサービスにおいていかなる差別も受けないこと。
- (10) 生活やサービスについて職員に苦情を訴え、解決されない場合には専門家もしくは第三者機関の支援を受けること。（苦情受付窓口等は重要事項説明書に記載）

第13条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者及び利用者代理人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- 2 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
- 3 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 4 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医療機関の支持に従うこと。ただし、利用者又は利用者代理人が、介護や医療に関する事業者又はその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こる全てについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではない。
- 5 事業者が提供する各種のサービスに異議のある場合には、速やかに事業者に知らせること。
- 6 市町村ならびに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者及び利用者代理人は協力すること。

第14条（造作・模様替え等制限）

利用者及び利用者代理人は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者又は利用者代理人は事業者に対して事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び利用者代理人の負担とします。

- 2 利用者及び利用者代理人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることは出来ません。
- 3 利用者及び利用者代理人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第15条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- 2 要介護及び要支援の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援1と認定された場合。
- 3 利用者が死亡した場合。
- 4 利用者又は利用者代理人が第16条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了したとき。
- 5 第17条に基づき本契約が解約もしくは解除された場合。
- 6 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。

第16条（利用者の契約解除）

利用者及び利用者代理人は事業者に対し、いつでもこの契約を解除することができます。

第17条（事業者の契約解除）

事業者は利用者及び利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては適切

な予告期間をおいて、この契約を解除することが出来ます。ただし、事業者は解除通告をするに当っては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けることとする。

- (1) 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき。
- (2) 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと事業者が判断したとき。
- (3) 利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

第18条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保険機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者及び利用者代理人の負担とします。

第19条（損害賠償責任）

事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、また賠償額を減額される事があります。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に備えて重要事項説明書記載の通り損害賠償責任保険に加入します。
- 3 利用者の故意または重過失により、居室または備品につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第19条の2（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がないかぎり、損害賠償責任を負いません。

とりわけ、以下の各号に該当する場合、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 2 利用者もしくは利用者代理人が契約締結時に利用者の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
- 4 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の提示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が派生した場合。

第20条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払を請求することは出来ないものとします。

第21条（秘密保持）

事業者は、サービスを提供する上で知りえた利用者およびその家族、利用者代理人等に関する事項、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

- 2 あらかじめ、文書により利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第22条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、事業所の所在地を管轄する裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び利用者代理人、事業者は予め合意します。

第23条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を式通作成し、利用者及び利用者代理人、事業者は署名又は記名押印の上、各自その壹通を保有します。

令和 年 月 日

契約者氏名

利用者 (住所)

_____ (氏名)

(氏名)

(続柄)

家族又は代理人 (住所) _____

_____ (氏名)

(続柄)

事業所 (所在地) 大牟田市青葉町12番地11
(名称) (医) 今野病院 グループホーム青葉 印
(管理者名) 旗手 なつ美

事業者 (所在地) 大牟田市末広町 5 番地 2
(名称) 医療法人 完光会 今野病院
(代表者名) 今野 里美